

宮若オリジナル米袋等使用管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮若米のブランド化を推進するため、宮若オリジナル米袋等（以下「米袋等」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承諾及び管理を行う機関)

第2条 宮若市及び宮若うまい米コンクール実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、共同して米袋等を管理及び運用するものとし、その使用の承諾に関する業務は実行委員会が行うものとする。

(使用対象者)

第3条 米袋等の使用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 宮若うまい米コンクール受賞者
- (2) 宮若うまい米コンクール出品者のうち実行委員会が定める基準に達した米を出品したもの
- (3) その他宮若市及び実行委員会が適当と認めるもの

(使用対象米等)

第4条 米袋等を使用できる米（以下「使用対象米」という。）は、宮若うまい米コンクール受賞米又は宮若うまい米コンクール出品米で実行委員会が定める基準に達した米とする。

2 使用対象者は、次の使用区分を遵守しなければならない。

- (1) 3kg・5kg米袋（白色） 宮若うまい米コンクール受賞米
- (2) 3kg・5kg米袋（茶色） 宮若うまい米コンクール出品米
- (3) 300g米袋 宮若うまい米コンクール出品米

3 受賞米又は出品米の在庫がなくなったことにより、次年産米について米袋等を使用するときは、実行委員会の定める基準に達した米に限り、米袋等を使用することができる。ただし、受賞米については、金賞又は優秀賞シールを貼って販売することはできない。この場合において、米袋等の使用期間は、次年産米について米袋等を使用した年度の宮若うまい米コンクール終了までとする。

(使用条件)

第5条 米袋等は、次の条件を満たす場合に限り使用することができる。

- (1) 農産物検査を受けた米であること。
- (2) 玄米及び精米工程の中で、粗選、石抜き、色彩選別及び細米選を行った米であること。
- (3) 栽培履歴の提出ができるもの

- (4) PL保険又はビジネス総合保険に加入すること。
- (5) 生産者の表示義務について、使用対象者が責任を持って行うこと。
- (6) 使用対象者は米の品質管理について食味分析計を利用する等、徹底した品質管理及び徹底した米の在庫管理を行うこと。
- (7) 宮若米ブランド化の主旨に鑑み、米袋等を使用して販売するときは相応の適正価格で販売すること。

(使用の申請)

第6条 米袋等を使用しようとするものは、あらかじめ宮若うまい米コンクール実行委員会会長（以下「会長」という。）に対して、宮若オリジナル米袋等使用申請書（兼誓約書）（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請手続を省略することができる。

- (1) 宮若市及び実行委員会が広報の目的で使用するとき。
- (2) その他宮若市及び実行委員会が適正と認めるとき。

(使用の承諾)

第7条 会長は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、宮若オリジナル米袋等使用承諾書（様式第2号）により、米袋等の使用を承諾するものとする。

2 前項の規定による承諾を行うに当たり、必要と認める場合は、これに条件を付すことができる。

(販売料金)

第8条 米袋等の販売料金（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 米袋3kg（白色又は茶色のいずれか1枚）と品種シール（1品種 1枚）
30円
- (2) 米袋5kg（白色又は茶色のいずれか1枚）と品種シール（1品種 1枚）
30円
- (3) 米袋300g（1枚）と品種シール小（1品種 1枚） 30円
- (4) リーフレット（1枚） 10円
- (5) 品種シール又は品種シール小のみ（1品種 1枚） 5円

(損失補償等)

第9条 宮若市及び実行委員会は、米袋等の使用を承諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 米袋等の使用者（以下「使用者」という。）は、米袋等を使用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全ての責任を負い、必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第10条 会長は、米袋等の使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用承諾の取り消し)

第11条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、使用の承諾を取り消すものとする。

- (1) この規程に反して使用したとき。
- (2) 米袋等を不正に使用したとき。
- (3) 第9条第2項の必要な措置を講じなかったとき。
- (4) 宮若米のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

(権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、米袋等の使用の権利及び米袋等を第三者に譲渡し、又は再承諾することができない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については宮若市及び実行委員会が双方協議のうえ決定するものとする。

附 則

この規程は、令和2年1月28日より施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

宮若オリジナル米袋等使用申請書（兼誓約書）

宮若うまい米コンクール実行委員会
会長 様

住 所（法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）

氏 名（法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

⑩

電話番号

宮若オリジナル米袋等使用管理規程第6条の規定により、下記のとおり申請
します。

なお、使用に当たっては、宮若オリジナル米袋等使用管理規程を遵守するこ
とを誓約します。

記

- 1 使用目的（販売店舗名、イベント名など）
- 2 申請枚数
別紙一覧表のとおり
- 3 添付書類
PL保険又はビジネス総合保険の証書の写し
栽培履歴

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

宮若うまい米コンクール実行委員会
会長

宮若オリジナル米袋等使用承諾書

年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり使用を承諾します。

なお、使用に当たっては、宮若オリジナル米袋等使用管理規程を遵守して下さい。

記

- 1 使用目的（販売店舗名、イベント名など）

販売

- 2 申請枚数
別紙一覧表のとおり

宮若オリジナル米袋等申請枚数 一覧表

3kg・5kg米袋

色	白色	茶色
3 kg米袋	枚	枚
5 kg米袋	枚	枚

品種シール

品種シール	夢つくし	元気つくし	ヒビカリ	にこまる	ミルキーQueen	実りつくし
	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	ぴかまる	コシヒカリ				
	枚	枚				

300g 米袋

色	クラフト	白	うめ	わかくさ	やまぶき	あい
300g 米袋	枚	枚	枚	枚	枚	枚

300g 用米袋 丸形シール

丸形シール	夢つくし	元気つくし	ヒビカリ	にこまる	ミルキーQueen	実りつくし
	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	ぴかまる	コシヒカリ				
	枚	枚				

A5 サイズリーフレット

リーフレット	枚
--------	---